地域計画

70 XII I						
策定年月日	令和7年3月28日					
更新年月日	()					
目標年度	令和11年度					
市町村名 (市町村コード)	平田村 (07503)					
地域名(地域内農業集落名)	北屋敷地区 (北屋敷集落)					

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	52.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	52.5 ha
② 田の面積	31.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	20.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
 - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・農業従事者の高齢化が進み後継者不足に加え、営農に必要な労働力も減少傾向。
- ・地区の農業を守り継続していくために、地区内の基盤整備に向け、農地の集積・集約を行い、令和6年度に集落営農法人が設立された。
- ・令和7年度から基盤整備事業が開始される予定である。
- ・法人の経営安定化を図るために、水稲以外の高収益作物の試験栽培に取り組んでいる。
- ・若い法人構成員の確保・育成に取り組む必要がある。
- (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)
 - ・基盤整備対象地区の水稲については、段階的に法人や認定農業者等へ集積・集約化を進める
 - ・さつまいもやブロッコリーの試験栽培に取り組み将来的な収益の向上を図る。
 - ・農地を引き受ける法人の体制強化を図り、今後も継続して地区の農地を維持管理していく。
 - ・飼料米や稲WCS、飼料用トウモロコシを作付し、耕畜連携に取り組むとともに労力削減を図る。
 - ・地区の農地を維持するため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金に係る協定を今後も継続する。
 - ・地区内外の新規就農者の受け入れを積極的に行う。
 - 出し手と受け手の意向を踏まえながら更なる農地バンクの活用を検討していく。
 - ・若い法人構成員の確保・育成。
 - ・狭小な農地については、農地改良等での、効率的な利用を検討する。
- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、法人や担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 54.8 % 将来の目標とする集積率 60.0 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

法人を中心に、担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用して、地域全体の受け皿となる法人や認定農業者への団地面積の拡大及び農地集約を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

地域の農地を農地中間管理機構へ貸し付け、法人や認定農業者の経営意向に基づき集積・集約を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組

担い手の意向等を踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用による基盤整備事業を実施することとしており、 令和7年度より事業開始を予定している。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

村や農業普及所、JA等と連携し、地域内外で開催される新規就農相談会へ参加するなどし、多様な担い手の確保・ 育成に努めるとともに、栽培技術の支援や農地のあっせんなど、相談から定着まで切れ目ない取り組みを行う。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

地域内で農業支援サービス事業体等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

>	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	>	③スマート農業	>	④畑地化·輸出等	>	⑤果樹等
	⑥燃料•資源作物等	4	⑦保全・管理等	7	⑧農業用施設	>	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地区の山際の農地については、イノシシによる被害も発生していることから、拡大しないように電気柵を設置するとともに、目撃や被害情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。
- ②水稲の減農薬、減化学肥料栽培への取組を検討する。
- ③農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。
- ④高収益作物を導入するため、畑地化を検討する。
- ⑤果樹や高収益作物等の導入を検討する。
- ⑦条件不利農地については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の活用により保全・管理等 を行う。
- ⑧法人や認定農業者の経営状況を踏まえ、ライスセンター等の新たな農業用施設の導入を検討する。
- ⑨飼料用作物を地域の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は水稲栽培農家等に供給する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

		現状			10年後				
農業を担う者(氏名・名称)		巩仏		(目標年度:令和 11 年度)					
	(氏名·名称) 	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	法人B	水稲、サツマイモ、ブロッコリー	27.3 ha		水稲、サツマイモ、ブロッコリー	27.3 ha	0 ha	法人B	
認農	認農18	果樹、水稲	1.4 ha		果樹、水稲	1.4 ha	0 ha	認農18	
認農	認農17	そば、小麦、花卉	0.1 ha	0 ha	そば、小麦、花卉	0.1 ha	0 ha	認農17	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha	•	•
計	3経営体	4.15=70 db = 3	28.8 ha	0 ha		28.8 ha			

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積 を記載してください。
 - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
 - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目

- 6 目標地図(別添のとおり)
- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

、農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

北屋敷地区

